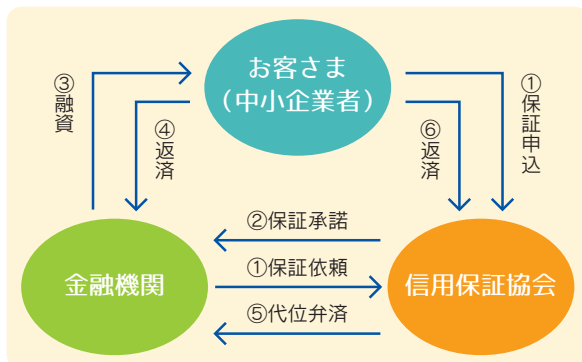


信用保証制度のしくみ

信用保証協会は、中小企業のみなさまが金融機関から事業資金を借入れるとき、公的な保証人となって資金を借りやすくするための機関です。



- ①金融機関等の窓口を通して保証依頼、保証申込みしていただきます。
- ②信用保証協会は、企業の信用調査や審査等を行い、保証の諾否を決定します。
- ③金融機関は信用保証書に基づき、中小企業者に融資します。
- ④中小企業者は融資条件に基づき、金融機関に返済していただきます。
- ⑤万一お客様が借入金の全部又は一部の返済が出来なくなった場合、信用保証協会がお客様に代わって借入金を金融機関に代位弁済します。
- ⑥代位弁済後、お客様は協会に対して返済していただきます。

信用保証協会利用のメリット

- 借入枠の拡大が図れます**
お取引金融機関のプロパー融資と保証付き融資の併用で、借入枠の拡大が図れます。
- 原則として第三者保証人は不要です**
原則として、連帯保証人は法人の代表者（実質経営者を含む）のみでご利用いただけます。
- 無担保での利用が可能**
必要に応じて不動産等の担保を提供していただく場合がありますが、無担保でご利用いただける保証制度をご用意しています。
- 鹿児島県・鹿児島市の融資制度が利用可能**
信用保証協会の保証により、固定・低金利の鹿児島県制度資金・鹿児島市制度資金のご利用が可能です。
- 長期の保証で資金繰りをサポート**
信用保証協会が保証人になることで、長期の融資も可能になります。
- 各種支援サービスが無料で利用可能**
経営相談や専門家派遣等の支援サービスをご用意しております。なお、信用保証協会は信用保証料以外の費用は一切いたっておりません。

保証・経営再生支援相談窓口のご案内

当協会では、信用保証のご利用に関するご相談をはじめ、制度融資についてのご案内・ご相談や金融面からの経営相談を常時お受けしています。

また、経営改善や事業再生に関するご相談も常時お受けしています。これらの相談窓口は、保証部と経営支援部に設けておりますので、お気軽にお越しください。

なお、お越しいただく際、決算書等の資料をお持ちいただければ、より具体的なご相談に応じることができます。ぜひご利用ください。

◎お問い合わせ先…保証部 TEL 099-223-0271

経営支援部 TEL 099-223-0274

◎受付時間…9:00～17:15（土・日曜日及び祝日は除く）

鹿児島県信用保証協会のご案内

事務所ご案内

〒892-0821 鹿児島市名山町9番1号（鹿児島県産業会館内）

保証部（4階）

TEL 099-223-0271
FAX 099-222-1093

管理部（3階）

TEL 099-223-0272
FAX 099-223-0318

経営支援部（4階）

TEL 099-223-0274
FAX 099-222-1093

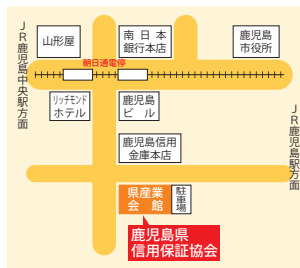
総務部（4階）

TEL 099-223-0273
FAX 099-223-6399

ホームページアドレス <https://www.kagoshima-cgc.or.jp>

苦情相談窓口 TEL 099-223-0530

金融機関紹介窓口 TEL 099-223-7755



交通 アクセス

JR鹿児島中央駅から …… 市電で12分「朝日通」電停下車 徒歩3分

JR鹿児島駅から …… 市電で5分「朝日通」電停下車 徒歩3分

バス停「金生町」又は「市役所前」から …… 徒歩3～5分

個人情報保護宣言

鹿児島県信用保証協会は、個人情報の重要性を認識し、当協会の個人情報保護宣言に基づいて個人情報保護に努めます。

一般的な保証制度のご案内

中小企業のみなさまが 金融機関から事業資金を借入れるとき
「公的な保証人」となって 資金調達をサポートします！



©光プロダクション



一步を踏み出す力になりたい

鹿児島県信用保証協会

1. 協会制度

一般保証

鹿児島県内で事業を営む方を対象として、信用保証協会でご用意している保証制度です。

保証限度額 ()内は組合	運転・設備資金 2億8,000万円 (4億8,000万円)	
保証期間	運転資金	15年
	設備資金	20年
保証料率	年0.45% ~ 1.90%	
保証料割引 (各0.1%の割引)	(1)担保の提供がある場合。 なお、担保とは物的担保をいいます。 (2)会計参与設置会社、公認会計士又は監査法人の監査を受けている方。	
貸付利率	金融機関の所定利率	

ご利用できる方

鹿児島県内に住居・本店又は事業所を有する中小企業者及び組合

(業歴の制限はありませんが、客観的にみて既に当該事業に着手していることが必要です。)

※ほとんどの業種は対象となりますが、農林漁業、娯楽遊戯場の一部、金融業、宗教・政治経済・文化団体、その他協会において不適当と認める業種は対象となりません。
 (鹿児島県中小企業融資制度・鹿児島市中小企業融資制度も同様です。)

2. 鹿児島県中小企業融資制度

中小企業振興資金

鹿児島県内で事業を営む方を対象として、鹿児島県により制定された保証制度です。

保証限度額	運転資金 運転・設備資金	5,000万円
	設備資金	7,000万円
保証期間	運転資金 運転・設備資金	7年
	設備資金	15年
補助後の保証料率	運転資金 運転・設備資金	年0.29% ~ 1.59%
	設備資金	年0.13% ~ 1.58%
保証料割引 (各0.1%の割引)	(1)担保の提供がある場合。 なお、担保とは物的担保をいいます。 (2)会計参与設置会社、公認会計士又は監査法人の監査を受けている方。 (3)運転、運転・設備資金の場合、働き方改革や女性活躍推進に取組み、所定の認定などを受けた方	
貸付利率	1年以内 年1.8% 1年超3年以内 年2.0% 3年超5年以内 年2.1% 5年超7年以内 年2.3%又は変動金利 7年超10年以内 年2.4%又は変動金利 10年超 変動金利	

ご利用できる方

鹿児島県内で現に営む事業を6月以上継続して営んでいる中小企業者及び組合

各商工会議所、商工会、または金融機関にて相談・申込が可能です。

3. 鹿児島市中小企業融資制度

産業振興資金

鹿児島市内で事業を営む方を対象として、鹿児島市により制定された保証制度です。

保証限度額	運転・設備資金 3,000万円	
保証期間	運転資金	7年
	設備資金	10年
保証料率	年0.45% ~ 1.90%	
補助後の保証料率	運転資金	年0.23% ~ 1.3%
	設備資金	年0.15% ~ 1.1% ※運転・設備資金の両方を利用するときは設備資金が全体の2/3を超える場合
保証料割引 (各0.1%の割引)	(1)担保の提供がある場合。 なお、担保とは物的担保をいいます。 (2)会計参与設置会社、公認会計士又は監査法人の監査を受けている方。	
貸付利率	1年以内 年1.8% 1年超3年以内 年2.0% 3年超5年以内 年2.1% 5年超7年以内 年2.3% 7年超 年2.4%	

ご利用できる方

鹿児島市に住所と事業所を有し、6月以上継続して営んでいる中小企業者及び組合

保証協会の保証実績のない方で、担保の提供が無く、融資額が1,500万円を超える場合、鹿児島市中小企業融資審査会の対象となります。